

京都市告示第 432 号

生活保護法第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成17年1月31日

京都市長 榎本頼兼

医療機関指定（・診療所・歯科・薬局）

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人社団稜歩会 四条河原町クリニック	中京区河原町通四条上ル2丁目下大阪町349番 イシズミカワラマチビル5F	平成16年11月1日
福地歯科医院	中京区御池通寺町東入下本能寺前町492-1	平成16年11月15日
ちづ歯科クリニック	西京区桂稻荷山町67 ドムス桂103	平成16年11月1日
(有) 広小路薬局	上京区河原町通広小路上ル中御霊町425	平成16年11月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)